

[最優秀賞]

介護殺人未遂事件 不起訴処分と家族の再生

池田真理子 兵庫県弁護士会・68期

はじめに

電話が鳴り「法テラス国選」と表示された。先輩のI弁護士に頼みこんで交代してもらった初めての国選待機日に、電話口で私に告げられた罪名は「殺人未遂」だった。弁護士登録から1カ月余り、国選弁護人名簿に私の名前が載ったまさにその日のことだった。

受話器を片手にメモをとりながら、私は「国選って、普通に殺人事件とか来るんやな」とどこか呑気に構えていた。私が事の重大さに気づいたのは、罪名を聞いたI弁護士が絶句し、事務所内が静まり返った後だった。私の所属事務所は、家事事件を多く扱う一般事務所であり、殺人事件をやったことがある弁護士は誰もいなかった。私は手探りで進むような不安と同時に、重大事件を担当する高揚感をも覚え背筋を伸ばした。

初回接見

経験不足は費やす時間と労力で補うしかないと思い、私は早速『刑事弁護ビギナーズver.2』（現代人文社、2014年）の頁を繰り、修習中に弁護修習で連れて行ってもらった接見を思い出しながら、何を聞くべきかを整理した接見メモを作った。それでも不安で、初回接見に同行してくれるというI弁護士に助言をもらいながら、メモを前に何度も頭の中でシミュレーションして接見に臨んだ。

アクリル板の向こうに現れた女性は、真冬だというのに半袖半ズボン姿だった。聞けば、自責の念から服の袖でみずからの首を絞め自殺未遂をしたという。同様の方法で命を絶った前例もあったことから、再発を防ぐために長袖が禁止されてしまったのだ。半袖姿の被疑者がぼつぼつと語り出した話によると、

本件の経緯は次のようなものであった。

被疑者は現在、夫と本件の被害者である娘との3人暮らしである。娘はすでに成人しているが、広汎性発達障害と解離性同一性障害（いわゆる多重人格）で障害者手帳を交付されており、普段は作業所へ通っている。夫は病氣療養中で、夫が働けなくなって以降、生活の糧は生活保護と娘の障害者年金だった。

被疑者には他に子が1人いるが、その子は性同一性障害により男性から女性へ性を戻して「長女」となり、すでに戸籍も変更している。現在は結婚し、同じ市内に住んでいるものの、交流は多くないという。

被疑者は、上述のような環境の中、ひとりで、夫と娘である本件被害者の介護を行っていたが、夫の入院を機に、被害者と2人きりの生活が始まった。そして、毎日病院に通っては夫の世話をし、自宅に戻れば、精神状態が悪化し引きこもっている被害者とひたすら向き合う日々を過ごすうち、被害者の態度に「カッとなって我を忘れた」のである。

カッとなった瞬間、被疑者の目の前には携帯電話の充電器が転がっていた。被疑者はそれを手に取り、自分に背を向けている被害者の首にひと巻きして絞めつけた。このとき被害者は、咄嗟に首とコードの間に指を入れることができた。そのまま2人は倒れ込み、必死の攻防が5分ほど続く。被害者は、脚をばたつかせて激しく抵抗していたが、次第に顔を歪めていった。その苦悶の表情を目にした被疑者は我に返り、コードから手を離れた。

解放された被害者は、被疑者が思いもしなかった行動に出る。「お母さんを殺人犯にするくらいなら、自分で死ぬわ」と叫び、精神科の処方薬を大量に飲み始めたのである。被疑者は必死でそれを止めようとすが、止めることができなかった。そこで、みずから警察に通報し、こう告げる。「娘が死のうとして

います、助けてください。娘が死のうとしているのは、私が娘を殺そうとしたからです。

3時間に及ぶ、長い接見であった。

殺人未遂で不起訴を狙う

同行してくれたI弁護士と遅い夕食をとりながら、事件の見立てを相談した。いつの間にか当初の高揚感が消え去り、事件の重圧に押しつぶされそうになっていたが、時折話を整理しながら、上手に聞き役にまわってくれるI弁護士のおかげで、少しずつ頭が整理されてくる。

本件の犯行態様は、コードを被害者の首に一周させて締め付けるというものである。殺人の実行行為性は十分に思えた。本人も「殺そうと思った」と述べており、客観・主観いづれからみても殺意は否定できないだろう。接見前に作成したメモにある「傷害に落とせないか」という走り書きはとても無理筋に思える。しかし、自首が成立する。殺人罪との関係では中止犯にもあたる。被疑者は自殺まで図っており悔悟の念も顕著だ。被害者も被疑者を厳罰に処することは望まないのではないだろうか。酌むべき事情も少なくない。「殺人未遂で不起訴を狙う」という考えが浮かんだ。

事件直後の家族の状況

翌朝まず私は、状況を確認し被疑者の話の裏をとるため、生活保護課の担当ケースワーカーA氏に連絡をとった。A氏によると、このとき被疑者家族は以下のような状況だった。

まず、絞首による被害者のけがは軽く、すでにほぼ回復している。薬の過剰摂取の影響もほとんどない。ただ、心の傷が大きく、精神的ケアのために入院しているという。被疑者の夫は、現在は入院中だが、近く退院の見通しである。しかし、退院後は介護が不可欠であり、介護できる家族がいなければ空床のある遠方の病院に転院するほかない。被疑者からは疎遠と聞いていた長女は、父と被害者の世話をしているという。

家族の状況が見えてきた。被害者の命に別状はなく、落ち着けば謝罪を受け入れてくれそうだ。被疑

者の悔悟と反省も疑いはない。また、被疑者が介護をしなければ一体誰が夫の介護をするというのか。仮に起訴されれば、裁判員裁判となり裁判は長期に及ぶ。おそらく執行猶予はつくだろうが、待っているのは、夫不在の、被害者と2人きりの生活だ。家庭の内情も法廷で暴露されるだろう。被疑者を起訴したところで、誰も幸せにはならないのだ。

ただ、それだけで本件が不起訴になるとは思えなかった。

弁護方針の決定

一笑に付されることを覚悟しながら、所属事務所の所長に事案を報告し「不起訴を狙うことを考えたい」と伝えると、意外にも「可能性はあるな」との答えて、周囲にしっかり相談しながら進めるよう励まされた。事務所の先輩弁護士たちも「不起訴処分を得るには何をすればよいのか」と悩んでいる私に、次々声をかけてくれた。

突破口となったのは、先輩のH弁護士の「母子分離が必要ですね。今戻ればまた同じ状況になる。そこを解決しないと、検事も不起訴にはできないと思います」という助言だった。

たしかに、本件は過酷な環境ゆえに起きた事件である。二度と母子が孤立し追い詰められることのない環境を用意し、再犯可能性を絶つ必要がある。そうでなければ、検事もいくら同情したところで「不起訴にはできない」のだ。

とはいえ、どうすれば母子分離を実現できるか、選任2日目のこの段階ではまるで見通しは立たなかった。この家族の中で唯一他者のために動く余力があるのは長女だが、被疑者の話を聞く限りあまり期待はできそうもなかった。

ところが、実際長女に連絡をとると、被疑者の話とは違い、A氏とも早い段階から連携をとり、家族のために駆け回っている様子だった。どうやら被疑者はこれまで、性別が変わった我が子に対し、必要以上に遠慮し、うまく関係を築けずにいたようである。話をするうちに、親子の絆を回復し、長女を要とすれば、本件を招いた過酷な環境は改善可能であると思えた。そこで、私は長女に「A氏と相談して母子分離の方法を検討してほしい」と申し入れ、意を決し「難

しいけれど、全力で不起訴を目指します」と宣言した。

時間との闘い

私は長女との電話を切るとすぐに、被害者の状態を病院に確認した上、面会を申し込んだ。同時にこの日の接見で、被疑者に便箋を差し入れ、被害者に気持ちを伝えるよう勧めた。

同日、担当検事にも連絡をとり、環境調整を行う予定だと伝えた。A氏が長女と協力しながら、行政としてさらに手厚い福祉サービスを検討中だと言うと、検事も興味を示したようで、A氏の連絡先を確認された。思い切って不起訴の可能性を問うと、言葉を濁しつつも「弁護人のやっていることは無駄ではない」との返事が返ってきた。可能性はゼロではない。提示された意見書の提出期限まで9日間しかなかった。この日から、時間との闘いが始まった。

「謝罪文の宅下げができない？」

翌選任3日目、トラブルが発生した。夜10時過ぎに接見を終え、謝罪文を宅下げしようとしたところ、警察官がこう言ったのである。「検閲が終わっていないので、今日は宅下げできません」

翌日はスケジュールの隙間を縫って被害者に面会する予定だった。「検閲が終わった謝罪文」を受け取りに警察署に立ち寄る時間はない。説得を試みたが、警察官は頑なだった。新人弁護士の弱いところで、自分が間違っているのではないかという不安も生まれてくる。仕方なく、一度事務所に戻って対応を検討することにした。

しかし、事務所に戻る時間も惜しく、電車の中で『刑事弁護ビギナーズ』を開くと「謝罪文の宅下げができない？」というコラムが目飛び込んできた。さらにスマホで調べ、平成17年「未決等拘禁制度の抜本的改革を目指す日弁連の提言」に辿り着き、「信書の検閲」の内容に思わず頷く。やはり警察の対応に問題があるのだ。

私はすぐに警察署に電話をかけ、今度は自信をもって対応の不当性を説いたが、検閲未了の一点張りだった。結局「明朝一番で、宅下げできる前提でおうかがいします。そこで宅下げできなければ、しか

るべき対応をとらせていただく」と言い切って電話を切った。

翌朝警察署におもむくと、数人の警察官が待ち構えていた。「検閲が終わったので」と謝罪文を渡される。私は「納得はしていませんが、今は時間が惜しい。以後スムーズに頂戴できるなら、それで結構です」と言い警察署を後にした。

昼になって、修習時代の刑事弁護教官からメールが届いた。宅下げの件や不起訴を狙うという方針が刑事弁護人の目からみて妥当なものなのか、前夜のうちに相談のメールを送っておいたのだ。宅下げ拒否が不当であることはもちろん、不起訴を狙える案件だと励ましの言葉が記されていた。私は「方向性は間違っていない、不起訴にするんだ」と決意を新たにした。

被害者との面会

その日の夕方、私は無事手に入れた謝罪文を携え、被害者が入院している病院におもむいた。救急外来の一角の、カーテンで囲われたベッドに案内される。「お母さんから手紙を預かってきました」と話しかけながら、被害者の首元に目をやると、すでに目立った跡はなかった。頷く被害者に手紙を渡し、読み始めた様子を確認してカーテンを閉じた。

事前に確認した手紙には、謝罪とともに、生きてほしいという思い、一目会いたいという願いが綴られていた。殺そうとしながらも「生きて」と記す矛盾に、被疑者の苦悩が表れていた。カーテンの中からはすすり泣きが聞こえていた。

しばらくすると被害者の声がし、今すぐ返事を書きたいと言う。無理しないでと言う私に、被害者は「お母さんに見捨てられたと思ってつらかった。でもそうじゃないとわかったから、今の気持ちを伝えたい」と言って譲らなかった。

迂闊にも私は便箋を用意しておらず、病院から白紙を数枚もらいペンとともに渡した。カーテンを閉じてまたじっと待つ。できました、と渡された手紙には、母の気持ちを知った今、自分はもう大丈夫だと綴られ「いろんなことを乗り越えて、また一緒に笑えたらいいと思います」と締めくくられていた。心からの、家族としての再生を願う言葉だった。

私は手紙を受け取り、その足で接見に向かった。被害者の様子を伝えると被疑者は涙していた。私は手紙を差し入れ「ゆっくり読んでください」と言い残してそそくさと帰った。きっともう被疑者も、自殺しようなどと考えることはなくなるだろう。警察署に長袖の着用を認めるよう申入れをしつつも私自身感じていた「万が一」という不安がようやく払拭された。

自立計画の策定

選任5日目となる翌日、私は再び病院におもむいた。A氏と病院のソーシャルワーカーB氏との間で会議が行われることを聞き、私も参加を申し出たのである。

私が、不起訴を狙うには母子分離が不可欠だと説明したところ、行政と病院も、いずれ両親は先立つのであり被害者の自立が必要だ、との考えであった。「目標は被害者の単身生活での自立」と意見が一致し、協議が始まった。検討の末、福祉と医療のスペシャリストにより、以下のような自立計画が策定された。

被害者は、数か月間入院しながら自立訓練を受ける。その間、長女が行政と協力して1人暮らし用の住居を用意し、被害者が単身世帯としてより手厚い福祉を受けられるよう手続をする。今後、被害者に関する窓口は長女が務め、生活をフォローする。

ただ、母子分離の観点からは問題が残った。被害者は空間認識能力が極端に低く、実家近辺のごく限られた地域以外では、道が覚えられないのだという。そうである以上、独居するにしても実家近辺とならざるをえない。しかし、すぐそばに実家があれば、結局実家に入り浸り、元通りになってしまうのではないか。

行政と病院の連携によりスムーズに環境調整が進むかと思えたが、再犯可能性に直結する課題が残ることとなった。自立計画策定にあたっては弁護士が出る幕はなかったが、ここは私の仕事だと思い「私のほうで考えてみます」と伝え、話し合いは終了した。

現場を歩く

選任6日目は土曜日だった。被疑者の夫との面会を兼ねて、現場周辺を歩いた。地図で確認すると、駅、自宅、被害者が通っていた作業所、夫の病院、それ

ぞれが微妙な距離を隔てて点在しており、毎日自転車で各所を駆け回っていた被疑者の負担は容易に想像できた。

作業所の前を通りかかると、窓際に被害者の作品が飾られていた。洒落た雑貨屋で売られていてもおかしくないような、愛らしい作品だった。被害者が熱心に制作に取り組んでいたことが見て取れ、単身生活を始めた後、実家に入り浸ることなく、作業所で時間を過ごすことは可能だと思われた。

そのまま歩き続け、現場となった被疑者宅にたどり着くと、1月も終わろうとしていたが、扉に小さな注連飾りが取り残されていた。慎重に、日々を大切に生きてきた被疑者の生活が垣間見えた気がした。

計画書の作成

週が明けてからは、意見書の準備に追われた。

まずA氏とB氏に、現状と自立計画とを書面にしてもらった。事前に打診し快諾を得ており、スムーズに書面が届いた。

私は書面を読み、弁護士として気になる点をメールや電話でやりとりしながら確認していった。たとえば、被疑者について「粗索性」という記載があったが、趣旨は「夫婦喧嘩が激しい」という程度だということで、より適切に表現を変えてもらった。逆に、被害者が薬の大量摂取を行った理由について「お母さんを殺人犯にしたくなかった。自分で死ぬば、お母さんは殺人犯じゃなくなると思った」と語ったことが明らかになり、ぜひ付け加えてほしいとお願いをした。

上申書に何を書くべきか

並行して、上申書を準備した。私は、家族の再生を願う一家の気持ちを検事に届け、また、監督約束がその場しのぎでないことをアピールするには、上申書以外にないと考え、書き溜めたメモから長女や被疑者の夫の言葉を拾い、書面にした。

ところが、ここで悩ましい問題が浮上する。ご助言いただいていた複数選任の経験豊富な刑事弁護人から「細かすぎる上申書は尋問で崩される。本件は公判請求が濃厚である以上、そのリスクを考えたほうがよい」との助言を頂戴したのである。たしかにそ

の通りだ。しかし、ここで紋切り型の上申書を出せば、不起訴への道は閉ざされる気がした。そこで、無鉄砲な新人である私はこう考えた。「では、尋問で崩れない、詳細な上申書を作ればよい」と。

私は長女と面会し、あらためて状況を説明した。不起訴を得られる可能性は決して高くはないこと。仮に公判請求され、尋問で陳述書と回答が異なれば、監督を誓約する言葉に信用性がないとみられるおそれがあること。また、公判となれば、上申書で触れている以上、長女自身の複雑な来歴をも公開の法廷で語ってもらわなければならないであろうこと。

長女は、期待以上にその意味を理解し、家庭を持つ身である自分にできることとできないことを明言してくれた。その場でノートパソコンを開き、わずかな表現も違和感を覚えれば訂正し、A4用紙2枚の上申書のチェックを終えるまでに3時間以上かかった。コンビニで印刷し、上申書に署名押印をもらったのは終電間近だった。

意見書の提出

必要な書類は揃い、残るは私の意見書となった。担当検事を説得し、かつ、それをもとに担当検事が決裁官を説得できる書面を書かなければならない。

私が意識したのは、家族の状況をいかにして終局処分への考慮要素につなげていくかということだった。私は、家族の間で交わされた数通の手紙を添付し、それまでに見聞きした家族の歴史と過酷な状況を摘示した。さらに、仮に長期にわたる裁判となれば、その間に、母を慕う被害者の精神状態はむしろ悪化し、被疑者の夫も遠方に転院せざるをえず、家族が完全に崩壊してしまうおそれが高いことを説いた。また、行政と病院の連携により、母子分離が現実のものとして予定されていること、被害者には作品制作という生きがいがあること、バラバラだった家族が絆を回復しつつあり、被疑者が孤立し追い詰められる環境はもはや存在しないことを示した。そしてこれらを、真摯な反省と宥恕、そして再犯可能性の問題として整理した。加えて自首が成立し、必要的減刑の趣旨は終局処分においても考慮されるべきであることを主張した。しかし、傷害に認定落ちる可能性を弁護人から潰す必要はないと考え、

中止犯の主張はあえて明示的には行わなかった。

検事に提示された締切当日、私の書面がこの家族の未来を左右するのだというプレッシャーに耐えながら、どうにか意見書を書き終えた。選任から12日目のことだった。

家族の交流の回復

意見書を提出した後も、私は手紙を手にも何度も家族の間を行き来した。

実のところ事件が起こった後から、家族の関係は少しずつ変化していた。ただ謝るだけだった被疑者が被害者の自立を促し、被害者が自立への決意を述べるようになった。被疑者は「あなたなら大丈夫、もうお母さんも安心」と書き送り、肩の荷を下ろした様子である。手紙を書くこともままならない夫は、病床で「追い詰めてすまなかった。ずっと待っている」と妻への伝言を弁護人にことづけた。行政や病院とのやりとりで忙殺され結局一度も接見に行けなかった長女は、会いたい気持ちをこらえ、今は母と妹が無理なく暮らせる環境づくりにできる限り時間を使いたい、と被疑者への手紙に綴り、決意を示した。

検事との対面

勾留満期の3日前、検事が処分を決める時期だと目星をつけ、私は被害者から被疑者へと託された色鮮やかな絵を手にも、検察庁へ向かった。

本件では、家族が再度絆を回復し、被疑者が二度と犯行に及ばずにすむ環境が整いつつあることを検事に理解してもらえるかが肝だと感じており、私は家族に代わり取調べを受けるつもりで、検事と対面した。

検事の第一の懸念は、やはり、結局被害者が実家に入り浸ることになるのではないかということだった。私は絵を広げ、被害者はこれまで作業所で熱心に作品を作っており、かなりの腕前であること、自立を決意し、作品制作の再開を希望しており、そうなれば、作業所で制作に打ち込む日々になるであろうことを述べた。

第二の懸念は、長女が本当に今後被疑者や被害者を監督していけるのかということだった。実は、長

女は当初取調べを断っていたのだ。ただ、その理由は「自分は目撃者じゃないから」という取調べ目的の誤解ゆえであった。長女は今や必要ならばいつでも取調べに応じる姿勢であることを伝え、長女の上申書は長時間の綿密な打ち合わせの末できたものだと言った。

家族の関係が確実に変化しつつあることを伝え、最後に「また手紙を書いていると思うのですが、お見せしましょうか」と問うと、是非とのことであった。家族の心情や決意を細かく記した上申書は、たしかに検事の心を揺さぶっていると感じた。私は、一礼して検事のもとを後にした。

処分決定

翌朝、電話が鳴り、見覚えのある番号が表示された。検事からの電話だった。緊張しながら電話に出ると「被疑者を釈放します。不起訴の予定です」と告げられた。受話器を持つ手が震えた。私の初の刑事事件は不起訴処分ですべて終わったのだ。

おわりに

本件に携わりながら、私は、一家の歴史を見ているようだった。長女が自身の性に違和感を覚え、女子用の制服で通学を始めたこと。今以上に性同一性障害に対する社会の認識が低く、家族は地域で孤立し、家庭内は激震したこと。そのため、被害者の障害に気付くのが遅れ、症状が悪化してしまったこと。本来の自分を取り戻した長女や複雑な病気を抱えた被害者を被疑者が必死で理解しようとしていたこと。しかし、互いに腫れものに触るようにならなかつたこと。そこに、夫がいわゆるアスベスト肺を発症したこと。見えてきたのは、社会に翻弄され、崩壊していった家族だった。

本件で不起訴という結果を得ることができたのは、このような過酷な状況こそが被疑者を犯行に至らしめたのだということをはっきりさせた上で、もはや状況は改善され再犯可能性はないことを、行政や病院を巻きこんだ具体的計画案と家族各人の心からの言葉で示したことによると考えている。

今回、私が家族の手紙の交換を後押しし、密な交

流を図ったのは、弁護人としての戦略であった。しかし同時に、人としてひとつの家族の再生を願う気持ちに突き動かされてもいたように思う。

事件が終了した後しばらくして、A氏伝手に、事件の衝撃でその後被害者の精神状態が悪化し、退院が難しそうだと聞いた。起きてしまった事件は、帳消しにすることはできないのである。弁護人にできることは、決して多くはない。それでも「家族のことを真剣に考えてくれたことが本当にうれしかった」という感謝のメールを見返すたび、私の活動にはなにがしかの意味はあったのだと思う。あらためて、目の前の1人ひとりを大切に、心ある弁護を続けることを決意するとともに、介護殺人という悲しい事件が起きない社会となることを、切に願っている。

(いけだ・まりこ) 

※本件レポートは、個人情報保護のため一部事実を変更している。